

妊婦健康診査等助成金交付の申請について

由利本荘市に住民票がある妊産婦の方で、下記の妊婦健康診査等を秋田県外で受診された方は、「出産した日」から、7か月以内に必要書類を持参のうえ、申請してください。

(1) 対象となる健診

- ・妊婦健康診査（緑、子宮頸がん検診、白①～⑩、橙、黄①～④、精密、多胎健診）
- ・歯科健診、新生児聴覚検査、産婦健康診査（産後1ヶ月）、母乳育児相談

(2) 提出書類

●妊婦健康診査助成金交付申請書

※ 申請書は市ホームページからもダウンロード可能です。

●領収書（原本） ※診療明細書も発行されている場合には提出をお願いします。

●妊婦健康診査等受診票（未使用または結果記載付き）

※ 由利本荘市の受診票は他県では使用できませんので、使用しなかった分の受診票の提出をお願いします。
また、医療機関によっては使用できなかった受診票に結果のみ記載する場合がありますので、結果の記載された受診票もあれば提出してください。

●母子健康手帳の写し

※ 妊婦健康診査の助成は、各自治体により健診内容及び回数に違いがあります。
そのため、本市の助成対象の健康診査であるかを母子健康手帳（「妊娠中の経過」「妊娠中と産後の歯の状態」「出産後の母体の経過」のページ）等で確認させていただきます。

※ 産婦健康診査（産後1ヶ月）・母乳育児相談については、母子健康手帳に記載されていない場合、費用が明記された領収書が必要です。

(3) 申請書を記載する際の注意点

※ 件数及び金額、助成金請求額の欄については、提出書類を確認した上での記載となりますので記載しないまま窓口へお持ちください。

※ 請求者（妊産婦）氏名と口座名義人は同一となります。口座情報に間違いがないか確認しますので、通帳等口座情報が確認できる物をお持ちください。

(4) その他

※ 助成金は由利本荘市で決められた妊婦健康診査委託料を上限とします。

※ 助成金は、申請書に記載された本人（妊婦健診を受けられた方）名義の口座に申請後1か月位で振り込まれますが、振り込まれない場合はご連絡ください。

※ ご不明な点については、下記にお問い合わせください。

《お問い合わせ先》

〒015-0872 由利本荘市瓦谷地1番地（本荘保健センター内）

健康づくり課 母子保健班 TEL 0184-22-1834